

選挙区・定数等に係る検討結果（案）

平成30年10月 日
選挙区・定数等小委員会

（選挙区・定数等に係る検討の経緯）

- ・ 京都府議会では、平成31年一般選挙に向けた議員の選挙区・定数等の取扱いについて協議するため、平成30年7月12日、議会運営委員会に「選挙区・定数等小委員会」を設置し、公開の場で議論を重ねた。
- ・ 小委員会において取りまとめた結論は、以下に記載のとおりである。

1 「選挙区・定数等の現状」の点検等と課題

（1）点検等の実施方法

- ・ 選挙区・定数等の現状について点検等を実施し、課題を抽出する。
- ・ 点検等の実施に当たっては、平成27年国勢調査人口を基本とし、直近の推計人口なども参考とする。

（2）点検等に当たっての主な視点

- ・ 「一票の較差」の状況（現状、最大1.76倍）
- ・ 「逆転選挙区」の状況（現状、2通り）
- ・ 市町村議会での決議（木津川市及び相楽郡の区域に係る定数関係）
- ・ 全国の趨勢（公職選挙法の改正の経過、他の都道府県の状況等）
- ・ 前期までの経過
- ・ 府民視点

2 検討の結果

各派間で検討した結果について、次のとおり、取りまとめるものとする。

(1) 「一票の較差」について

- これまで、府議会としては「一票の較差」の是正に取り組んできたところであるが、平成27年国勢調査人口による較差は、最大で1.76倍にとどまっている。
- 今回については、(2)のイのとおり、選挙区について現状維持とするので、今後とも、「一票の較差」の状況について点検等を行い、必要があれば、是正がなされるよう努めるべきである。

(2) 議員定数及び選挙区について

ア 議員定数についての基本的方向性

- 議員定数は、多様な府民の意思を的確に府政に反映させるため、府民の理解が得られる必要定数とするべきである。

イ 平成31年一般選挙の取扱いについて

- 議員定数及び選挙区は、今回については、現状維持とする。